

発行：(社)神奈川県私立幼稚園連合会
発行人：会長 渡邊 眞一
編集人：神私幼総務部(広報室)

〒221-0011 神奈川県横浜市神奈川区神之木台22-14
県青少年課神之木台分館内
TEL 045(430)3102 FAX 045(430)3103

県連が当面する最新情報と 取り組みの方向

会長 渡邊眞一



課題山積の十八年度にもかかわらず県連の活動は、総会にて議決を得た本年度事業を中心に国の施策にも対応しながら現在各協会、各部の協力をいただきながら様々な精力的な活動を展開しているところであります。

■公益法人制度改革

特に本号(二面参照)でふれましたが「公益法人制度改革」は今後、社団法人としての県連組織の在り方が問われる大課題であります。県連としては早速「公益法人制度改革対策検討委員会」を設置し、検討会をスタートさせました。県連は社団法人ですが、横浜・川崎・相模原の各協会も社団法人であることも踏まえた連携策も必要であると考えます。

■認定こども園

さて当面の課題は「認定こども園」であります。県当局はこ

の十二月の県議会に「神奈川県認定こども園の認定基準の考え方」を示し、県条例の制定を目指すようです。県連では「総合施設認定基準・幼児教育振興アクションプログラム検討委員会」にて、県当局と意見交換の場を持つたり、意見書をまとめたり、広く各協会に意見を求めたりの対応策を講じ、県連としてのパブリックコメントを県に提出したところであります。

■アクションプログラム

一方、「幼児教育振興アクションプログラム」(以下、アクションプログラム)について「の通知の写しが県当局から届いたかと思えます。アクションプログラムの方向を示したもので、「幼児教育に関する総合的な行動計画」として七つの施策を出し、具体的な取り組みを示しました。

(実施期間は平成十八年～二十二年度)。平成二十二年度は「次世代育成支援対策法」の後期の五年間につなげる見直しの時、幼稚園教育要領改訂、認定こども園の動き等を念頭にいたれた動きが求められると考えます。県連としては神奈川県版の「次世代育成支援対策推進法」に基づく地域行動計画【かながわぐるみ子ども家庭応援プラン】に対しても意見し、またアクションプログラムの県私幼版の検討も必要かと考えます。

アクションプログラムでは「市町村における私立幼稚園等の担当部署の明確化」を求めています。県当局に向けていた目を市町村に私立幼稚園教育担当窓口を設置してほしいということです。地方の時代へと行政の動きが加速するくらいがある時、私幼と身近な市町村行政との連携も今後の課題となると思えます。

■私学助成制度等

その他近々、教員免許法の更新、三十人学級、幼稚園教育要領の改訂、二歳児特区の全国化そして教育基本法の改正……と、幼児教育を取り巻く状況は今後まだまだ目まぐるしく変化する

ようです。時代の変化にどう対応すべきか、一園一園にとつても、あるいは今後の幼稚園経営にとつても、この二三年が正念場です。

ところで県連は今夏、県に対して「平成十九年度神奈川県予算に対する要望活動」を行いました。県財政が厳しいとはいえ、私立学校教育が安定した経営基盤のうえに教育内容の充実がなされるような私学助成制度の早急な対策が講じられるよう県当局に更なる働きかけをしたいと念じます。

■政治連盟

最後にひと言。じつは公益法人法の改正に伴ない県連振興部の活動が制限されることがわかりました。いわゆる政治活動です。そこで今般、別組織である政治連盟に一園でも多く加盟していただき、本体の県連活動を応援するしくみを今年度中に確立したく、各協会にその旨のお願いがあるかと思えます。連合会や別組織である政治連盟が一つとなり、神奈川の私幼にとつてよりよい状況が生まれるよう会員園の設置者、園長先生のご理解とご協力を強い気持ちをもつてお願い申し上げます。

「公益法人制度改革に関する説明会」レポート

このままではいられない連合会

去る十月十三日（金）、横浜市社会福祉センターにおいて神奈川県が主催する「公益法人制度改革に関する説明会」があり、初の公式説明がありました。

移 行しないと解散したと看做される

この六月二日に「一般社団・財団法人」「公益法人認定法」「整備法」の三法が公布され、平成二十年十月か遅くとも十二月より施行されます。新法では、これまでの民法に基づき認可される公益法人制度を廃止し、一般社団法人・一般財団法人と公益社団法人・公益財団法人の二種類の制度が創設されました。

そこで、現行の公益法人が新しい制度の法人へ移行する場合は、施行日以後、五年以内に移行手続きをする必要があります。この期間中に移行の申請を知らずに行き、知事は公益認定等委員会（県に置かれる民間有識者による合議制の機関で来年

度中に発足）に諮問し、基準に適合しているかどうか審査します。

また、現行の公益法人は移行するまでは「特例民法法人」として、これまで通りの所管官庁の指導監督のもと旧法の適用を受けますが、移行期間中に移行しない法人は解散したものと看做されてしまいます。

公益社団に移行する場合の二つの課題

公益社団法人へ移行する場合の認定基準のうち、①公益目的の事業を行うことを主たる目的とすること②その事業活動を行うに当たり、公益目的事業比率が百分の五十以上となることは、特に重要な項目です。ここでいう公益目的事業とは、学術、技

一般社団へ移行する場合にも課題あり

一般社団法人へ移行する場合

の認可基準のうち、当該法人の公益目的財産額が内閣府令で定める額を超える場合、公益目的支出計画を作成し、内容が適正であり、かつ、確実に実施すると認定されるものであることが最も重要です。公益目的財産額とは、保有する正味財産額が一定の額（内閣府令で定める。来年度施行予定）を超える場合、正味財産額を基礎として算定されます。さらにまた、公益目的財産額に相当する金額を公益目的のために支出することにより零とするための計画（公益目的支出計画）を作成しなければなりません。ちなみに、本連合会の平成十七年度末、保有する正味財産額は、不動産、積立金などを含む約二億六千七百万円となっており、「一定の額」について内閣府令がどうなるか非常に気がかりです。

（文責・事務局長小島）

移行期間満了

現行公益法人に係る経過措置終了

法律の施行から5年間を移行期間とし、公益社団法人・公益財団法人への移行の認定の申請又は一般社団法人・一般財団法人への移行の認可の申請をすることができます。

法律の施行と動じに現行の公益法人はすべて法律上「特定民法法人」となります。

法律の公布の日（H18.6.2）から2年6カ月を越えない範囲で政令で定める日

法律の公布

2年6カ月内

法律の施行

移行期間は5年間

参加者が千名を超えた

第26回 父母連研修大会

振興部長(父母連担当) 山口 繁美

神奈川県私立幼稚園父母の会連合会の研修大会が十一月十四日、パシフィコ横浜会議センターメインホールに千百名を超える父母、園長等の方々の参加を得て開催された。開会式では来賓として松沢成文神奈川県知事をはじめ、保阪、杉山両県議、更には中村県議会議長もご臨席をいただき、例年になく盛大な大会となった。

講演の部では、華道家・假屋崎省吾氏による講演が行われた。假屋崎氏はトークを交え、音楽に乗りながらステージ一杯にテーマに分けて生け花を披露された。進むにつれてステージは華やかな雰囲気包まれ、参加者は優雅な一時を過ごした。

(社)神奈川県私立幼稚園連合会は今次大会を全面的にバックアップし、二つの連合会は車の両輪として私立幼稚園とその教育の振興に協力体制を組んでいるところである。

神奈川県私立幼稚園父母の会連合会は六月二十日の委員総会で浅野文直氏を会長に選出、就任され、以下父母側八名、幼稚園側十四名の常任委員により活動がスタートした。今後、十一月二十九日の全日本私立幼稚園PTA全国大会の開催にも協力参加を行い、私立幼稚園の振興に側面から支援する活動を行ってゆく。

今回の大会に知事はじめ、県議員の方々を来賓としてお招

きしたことは、私立幼稚園の振興には県行政と共に県議の方々のご協力が必須な要素となっているからである。現在、私立幼稚園を取り巻く社会情勢及び制度改革は選択を一つ間違えると私立幼稚園の行く末を危ういものにする可能性を秘めている。

まず、考えなければいけないことは幼稚園の運営基盤を確固たる物とすることである。それには県の施策が不可欠である。当連合会は県に対して様々な施策要望をしている。その施策実現を側面から支えていただいているのが私立幼稚園振興議員連盟の県議の方々であり、父母の会連合会である。現代において、この構図は幼稚園の振興になく

てはならないものであることを理解しなければならない。
各園が崇高な建学の精神を基に、教育の理念を築き、その実践をもって幼児の豊かな成長を育む保育が守られるためには県の助力をいただきながら日々努力することがわれわれ私立幼稚園に課せられた責務ではないだろうか。

音楽に乗って「花は心のビタミン」と題する
華道家 假屋崎 省吾氏のトークと生け花を楽しんだ



研究特別委員会C部会

「幼小連携のあり方と幼児教育の科学性」 担当 志村 雄治 (白山幼稚園長)

幼児期から児童期への移行期をもっとスムーズに接続するためには、どうしたらよいか。現在、文部科学省でも中央教育審議会・幼稚園教育専門部会で、特に5歳児後半から小学校低学年児童期の教育内容・方法を見直し、なめらかな移行をめざして、さまざまな議論がされています。そして、これは近々に予定されている次の幼稚園教育要領の改訂でも大きな問題として、取り扱われると思われます。数年前から、小学校低学年特に1年生について、「小1プロブレム」と呼ばれるさまざまな問題が提議されています。幼稚園で充実した生活をしてきた子どもたちが、小学校に入ってなかなかうまく適応できないという話もよく聞きます。

幼稚園現場で保育を展開して来た園長及び次世代の方、副園長、主任で、この問題について興味をお持ちの方17名にご参加いただき、科学的に研究しています。最終的には幼稚園からの視点で、何らかの提言が出来ればと考えています。

今年度は、右記のようなテーマで、それぞれの専門分野の先生に講師になっていただき、幼小提携や小学校について学んでいます。来年度は、これをもとに、幼稚園の年長組・5歳児の保育について考えていきたいと思います。



真剣な討議が展開される部会

(平成18年度)

- (1) 5月29日 参加者だけで今後の研究の進め方について、話し合う
- (2) 6月30日 「接続期のカリキュラムー国立大学付属幼小の連携ー」お茶の水女子大学附属幼稚園副園長 松井 とし先生
- (3) 8月23日 「小学校の教育課程について(1)算数・国語」
- (4) 9月15日 「 (2)生活科」 青山学院大学 講師 新田 司先生
- (5) 11月28日 「幼小連携ー教育内容・方法の滑らかな移行ー」小田原女子大学 教授 小林 紀子先生
- (6) 12月5日 「小学校から見た幼稚園教育」 平和学園小学校校長 岡崎 一実先生
- (7) 2月19日 「外国の幼小の教育課程を学ぶ(1)」
- (8) 3月1日 「 (2)」 青山学院大学 講師 新田 司先生

関東地区教員研修大会

担当 難波 有三 (はやし幼稚園長)

今年の日全私幼連関東地区教員研修大会は、8月17日・18日の2日間栃木県宇都宮市で開催されました。栃木大会のサブテーマは「食眠遊(くうねるあそび) 栃木で子どもの育ちの基礎・基本を考える」となっており、特に食眠遊は子どもの最も基本的な行為で、食事と睡眠で身体の成長が、そして遊ぶことで心の成長が計られることを考えますと、大変魅力あるテーマだと感じました。

当日、宇都宮駅の改札を出ると大会実行委員の先生方が笑顔で出迎えてくださり、また専用バスで会場まで快適に着くことが出来ました。1日目は開会式と全体会が開催され、開会セレモニーの後、前文科省教科調査官で東京成徳大学助教授の神長美津子先生と大会実行委員長の小林研介先生との対談では神長先生が幼児教育一筋に生きて来られたご自分の半生についてのお話がありました。

一番心に残ったことは、幼児教育は不変でなければならない。ところが近年幼稚園に子育て事業などの役割が加わって、幼稚園の持っている本質が見えづらくなってきていることに危惧しておられ、今こそ幼児教育に携わる者たちが皆で幼稚園本来の役割を訴えていく必要があると話されていました。

そして、全体会の最後は趣が、がらりと変わって、地元在住のフルート奏者山形由美さんの美しい音色の演奏にその日の疲れが吹き飛びました。

2日目は市内各所で15の一般フォーラムと4つの特別講座が開催されました。神奈川県が担当したのは、「協同的な遊びと学び」「幼児教育と小学校教育の連続性を考える」そして「表現を考える」です。いずれの分科会も熱心な討議が行なわれ、有意義な研鑽の機会となりました。

また、勉強の後は宇都宮名物の餃子をしっかりと賞味して帰路につきました。



統合保育講座 (障害児保育基礎講座)

担当 山田 まり子 (若竹幼稚園長)

平成18年度の統合保育講座5回のうち、上原文先生の3回が終了しました。

第1回目は、「配慮が必要な子どもたちへの理解と対応」と題し、自閉症やその周辺領域の特性と対応や配慮、横浜の「発見から療育へ」、などを学びました。第2回目は「保育の中での工夫」をテーマに、対象児以外の子どもたちがいるなか、どの様な工夫、対応が出来るのか、又、していかなければいけないのかを具体的に話し頂きました。環境の整理、先生の立ち位置、対象児の回りの子、みんなのプログラムに対象児のプログラムをどの様に組み込むか、言葉掛けの方法、問題行動の考え方など。日々現場の先生が抱えている疑問点を解決して頂いたように思いました。第3回目は「家族支援について」。対象児が18歳になった時を考え、支援の視点、障害受容、支援のプロセスなどを学びました。「ハンディは少しは改善するが、一生付き合っていくもので、基本的には変わらない」「治す、伸ばすではなく、過ごすことが大切。今ある力を落とさない。」「難しい子にしない。」「4歳児はとても伸びる、5歳児は若干の伸び、問題行動が起こりやすい」……。上原文先生のお話一つ一つに、統合保育の難しさを改めて感じました。

毎回200名以上の参加者、真剣な眼差し、お話の全てを聞き書き取る受講態度に統合保育講座の重要性、必要性を深く、重く感じた時間でした。

次回開催日
講師 関水 実先生
第4回 11月30日
第5回 2月21日



深い学びにつつまれる会場風景

平成18年度上半期

研究部会報告

研究特別委員会A部会

「こども理解」担当 佐伯 妙有 (伊勢原ひかり幼稚園副園長)

研究特別委員会A部会では、「子どもの育ちを科学的視点から探る」という題で研究を進めてきました。前年度までの研究では、子どもたちの基本的な生活習慣の実態や保護者の生活態度をふまえて研究部員各園での現状や取り組みを話す中で子どもたちの現状が浮き彫りにされてきたように思えます。また矢田貝先生の生活習慣の研究、神山先生の睡眠の研究を学習した中で、子どもたちの生活力の低下、睡眠と学習の因果関係なども分かってきました。



熱心に講師の話を傾聴する先生方

今後はこの両者の結果ををふまえて子どもたちの生活の問題点を洗い出し、各家庭へのアンケートを行う予定です。それに際して過去に行われた同様のアンケート結果から子どもたちの時代における変化を探ると共に、現在他で行われている生活アンケートとの関連も考えていこうと思っています。

さらにこのデータをふまえ、子どもたちの生活が心や体の発達にどのように関わってくるのかを研究部員の幼稚園児の姿から考察し、また各園の取り組みも含めて保護者や先生方にフィードバックできれば良いと思っております。

研究特別委員会B部会

「保育を読みとる」担当 橋 伊智郎 (でんえん幼稚園長)

「保育を読みとる」をテーマとしたB部会は、参加者が増え現在17名。より具体的に自園の保育を振り返り、新たな見方に気づき、次の保育につなげていけるようにと、2学期からは各回毎一人ずつ保育記録や記録画像を持参し、参加者全員で記録や実際の映像を通して読み取りを深めていく取り組みを行なっています。年齢はもとより保育経験も違う中での保育者同士の話し合いでは、自園の保育との違いからの質疑応答等を行なうことで、互いに自園の保育の参考になるような新たな気づきも出てきているようです。講師の若月先生の助言も(この場では伝えきれませんが)それぞれの参加者が自園の保育に置き換えて考えられる具体的な内容であり、1回約3時間の部会の中で区切りをつけるのは難しいように感じています。



実践を持ち寄り、読み取りを通じて保育の構造を深めるメンバー

実際には年間の回数・時間が限られた中での取り組みであり、個人の記録を取り上げてまだ回数も浅く、これからさらに内容を詰め深めていくことも必要であると感じています。

認定こども園認定基準の条例の考え方

神奈川県民部学事振興課

皆様方におかれましては、日ごろから幼児教育にご尽力いただき、深く感謝を申し上げます。

さて、この十月一日に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が施行され、神奈川県では、同法に基づく「認定こども園」の認定基準を定める条例

を十二月の県議会に提案し、審議が進められております。この内容の詳細につきましては、追って皆様にお知らせいたしますが、本稿では条例策定に際しての本県の考え方を紹介させていただきます。

「認定こども園」制度は、全国的にみて①数多くの待機児童の存在という都市部の課題と、②少子化の進む中で子ども集団が小規模化している地方部の課

課題の解消に向けて

が小規模化している地方部の課題と、

研究部だより

研究室長 栗山 明 (二宮めぐみ幼稚園長)

幼児教育振興アクションプログラムの公表を待つまでもなく、幼児教育の水準の維持向上を図るために、特に教員の資質向上が求められています。研究部会は、亀ヶ谷部長を中心に33名の部員が、今年度の計画に従って事業を展開してきました。

すでに6回の部会を開催し、研究部の事業の、各5地区の研究大会、オープン講座、統合保育講座、家庭教育講座等が実施され先生方の多数の参加を得ております。

また対外的事業としては新規採用教員研修会が、5月から8月にかけて6日間、230名余の先生が受講し、真面目で熱心な受講態度に感心しました。現在は各幼稚園で保育の第一線で活躍していますので、温かく見守ってほしいと願っています。

研究特別の3委員会の研究活動も継続中で、その成果は研究紀要に集録予定ですので、是非ご期待下さい。

全日私幼の動き

『私立幼稚園の質が評価される時代に』

研究部長 亀ヶ谷 忠宏

いま幼児教育の重要性が国政のレベルでもやっと謳われるようになっている。たとえば幼児教育の無償化が国の政策の中で議論されるなど追い風の期待がある反面、その分現在の幼稚園で行われている保育の内容や質が世に問われるようになる。新しく立ち上がった全日の教育研究機構の委員の仕事を今年度からさせていただいているが、その中で上記の点を踏まえ大きく3つのことが真剣に議論されている。

1. 『免許の更新制』が導入された際の私学としての研修体制（10年目研修、新規採用研修）への備え
2. 幼稚園教育の中に5歳児のいる意味
5歳児を義務教育に取り込もうとする動きに対して、5歳児が幼稚園の3歳～4歳～5歳の連続した保育の中でこそ、その育ちの花を間かせることができるということを実証する研究をする必要がある。
3. 『自己評価・自己点検』について

私立幼稚園も税金が投入されているパブリックスクールであるという観点から、『自己評価・自己点検』が義務づけられたが、それが次のステップとして外部評価や第三者評価へとつながっていく可能性がある。そこで私学の独自性を確保しつつ、社会が納得するかたちの『自己評価・自己点検』について研究していく。

過日開催された全日の設置者・園長全国大会（2006/11/14 沖縄）に於いて平山許江先生が『自己評価・自己点検』の分科会で話されたことが印象的であった。

「自園の課題は内部にいる人間が一番よく知っているはずである。それを全職員が共有していることが大事である。内部の者が、“知らない・言わない・もめない” においては、子どもが幸福にならない。

あなたの園は子どもに幸せを提供しているか？ その問いかけ以外に自己評価・自己点検はない。」と述べられた。



題の両者に対応するため、就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供しようとするものです。

本県には、国の状況と同じく、県土の中に都市部と地方部の二つの課題を抱えているという特徴があります。従ってこの課題を解消するためには、国の基準に準じて、この両者の解消を目的とした基準を策定することが必要となります。そこで現在、国の示す基準に準拠した条例の策定を進めているところです。

神奈川県の特徴

本制度の認定基準は各都道府県の条例に委ねられており、都道府県ごとに認定基準が異なることとなります。各都道府県が条例の制定にあたって参酌すべき国の基準では、認定こども園の幼児教育・保育の提供機能と車の両輪である子育て支援機能の具体的内容は示されず、別途省令により定めています。しかし本県においては子育て支援事

業の具体的な内容を条例に示し、備えるべき機能を明らかにすることによって、認定こども園のあるべき姿を条例として規定することを予定しています。

幼児の教育・保育施設としての質の確保

認定こども園制度の導入によって、従来皆様方が積み上げてきた幼児の教育・保育の質を低下させることがあってはなりません。そこで、教育・保育の内容については、国の基準に準じて下図のとおり実施することといたします。また、職員の配置や資格、施設設備などの認定基準についても国の基準に準じて策定し、原則として幼稚園の設置基準と保育所の認可基準の両方を満たすことを要件とするこ

よいという緩和措置も設け、制度の普及・定着を図ってまいります。

また、認定にあたっては、幼稚園・保育所関係の有識者や学識経験者などからの意見を伺い、参考とすることによって幼児の教育・保育等の質の確保に万全を期したいと考えております。

運営費の考え方

このような認定こども園制度を運営していただくにあたっての運営費の考え方ですが、この制度は従来の幼稚園や保育所の法的な位置付けを何ら変えるものではなく、必要な機能を備えた施設を認定するものですので、運営費も従来の会計の枠組みは変わらず、それに対する国・県の補助も従来どおりということになります。

ただし、認可幼稚園と認可保育所が連携するいわゆる幼保連携型の認定こども園については、その幼児の教育・保育の質が特に推奨すべき高さにあると考え

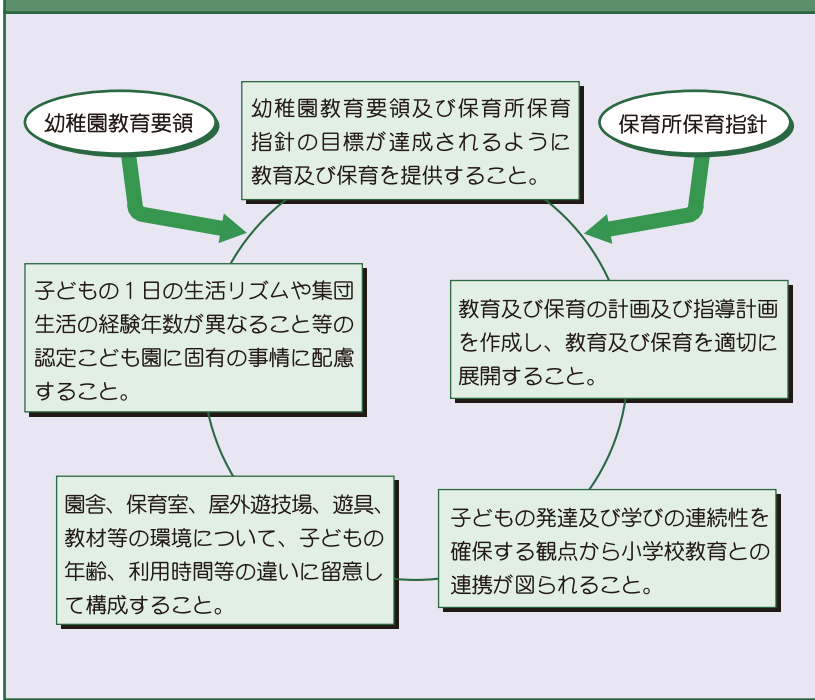
られるため、特例として設置者が学校法人、社会福祉法人のいずれであつても運営費及び施設整備費の助成が可能となる特例を設けております。

皆様の窓口として

私も学事振興課は、認定こども園についてもこれまでど

り幼稚園の皆様方の窓口となりますので、今後ともお気軽にご相談ください。認定こども園が本県において保護者のニーズに対応した新たな選択肢として着実に定着するよう施策を進めて参りますので、引き続き皆様方のお力添えを賜りますよう、よろしくお願いたします。

教育・保育の内容について



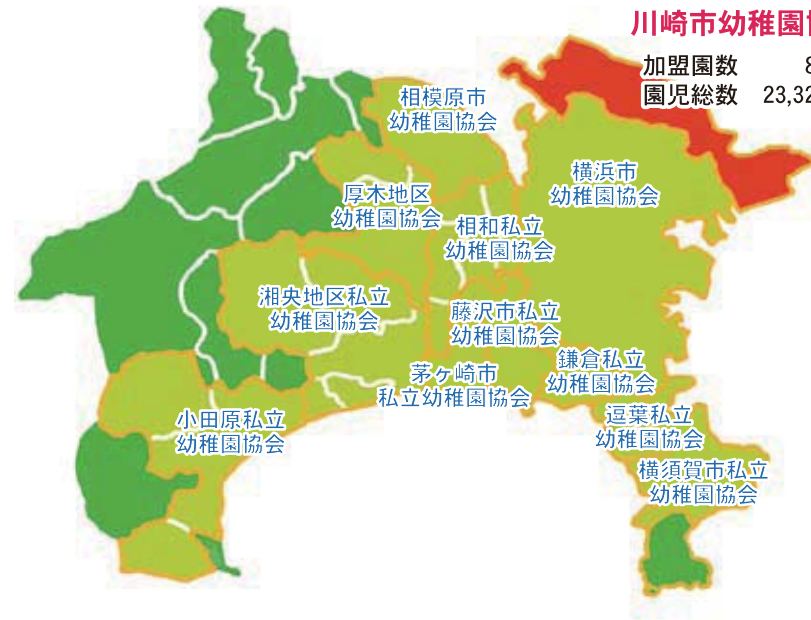
LINKS 協会めぐり

社団法人川崎市幼稚園協会
会長 井上 久

伝統ある川崎協会の歴史を重んじ邁進

川崎市幼稚園協会の前身は、昭和二十六年九月、十四園で神奈川県私立幼稚園協会川崎地区会として発足しました。当時、川崎市の幼児教育は私立幼稚園が担うという責務と、その共通認識のもとに、同三十年二月、川崎市幼稚園協会としてスタートしました。そして、昭和四十四年、社団法人化を経て現在に至っています。半世紀の歴史を重んじ市内私立幼稚園全園（八十五園）が加盟し共存共栄の立場に立ち私立幼稚園の発展と幼児教育の振興に団結して取り組んでいます。

幼稚園就園率の高まりの中で、昭和四十三年時点で、私立幼稚園は百園、公立幼稚園二十園が設置されました。



川崎市幼稚園協会
加盟園数 85 園
園児総数 23,321 名

しかし、その時すでに出生率の低下の始まりと相次ぐ公立幼稚園の設立に私立幼稚園の廃園が始め平成七年には八十七園になってしまいました。そのようなかで平成二年度に三歳児幼児教育の重要性が認知され就園奨励費交付が実現しましたが、幼稚園運営の基盤をゆるがす厳しい時代の到来に直面することになりました。協会内にあっては、「私幼に

優る幼児教育はなし」と加盟園八十五園が結束し川崎市の幼児教育全体が向上するよう使命感と誇りと情熱と愛情をもって全力を傾注しました。平成十五年三月公立幼稚園は全園廃止され「幼児教育センター」が設立されました。研究実践園二園三歳児からの就園をもつ公立幼稚園が設立され、本市の幼稚園教育は私立幼稚園が担当することになり、行政と保護者の信頼が得られる幼児教育の取り組みと一層の責務が課せられました。これまでも障害児を受け入れる統合保育の推進と研究に力を入れてきましたが、全園で統合保育がされるよう平成十五年統合保育プロジェクトチームを完成させました。

また、定例園長会（年十一回開催）では、会長、副会長を含め六部局の円滑な運営を目指し、全加盟園が何らかの委員会に所属する委員会制度を導入し協会事業の更なる充実発展を図っています。

一方、一般教員の研修会は園長や主任、若き後継者がスタッフとして企画から運営まで主体的に進め、よりよい保育を目指し互いに支え合っています。本年度より井上久会長の新体制の下で市内全園八十五園が、伝統ある川崎協会の誇りを継承し、「子どもたちの幸せ」の為に、人と人とのかわりを大切にした力強い結束力をもって頑張っております。

（文責 広報部長 野口友子）

平成18年度神奈川県連加盟園数					
協会名	園数	園児数	協会名	園数	園児数
横浜	265	56,591	湘央	39	6,956
川崎	81	22,284	小田原	12	1,458
横須賀	27	5,462	相和	27	5,293
藤沢	31	5,974	相模原	31	7,500
鎌倉	22	3,221	逗葉	7	957
茅ヶ崎	18	3,561	厚木	20	3,522
			計	580	122,779

県連設立 1948年(昭和23年)

発行
社団法人神奈川県私立幼稚園連合会
〒221-0011 横浜市神奈川区神之木台22-14
県青少年課神之木台分館内
TEL. 045-430-3102 FAX. 045-430-3103
印刷
(有)石黒印刷
〒232-0056 横浜南区通町3-50-1
シティコープ弘明寺101号
TEL. 045-713-0080 FAX. 045-713-0036

総務部広報室長 井上一彦

編集後記

忘年会シーズンが近づいてきました。昔から「宴たけなわではございますが」

が……。と幹事が一言いえばお開きの合図と決まっています。ところが、このたけなわという字「酣」と書きます。ご存知でしたか。漢字とは良くできた表意文字です。漢字を分解して考えてみると、気が付かなかった意味や思いも抛らないことに気が付かせることがあります。私達が日常よく使う言葉に「明日」があります。太陽と月が一体となった何と希望に満ち溢れた字でしょうか。我が連合会も常に幼児教育の明日に希望と期待を持って邁進したいものです。